

「お泊まりデイ」 規制強化

老後の 住まい

田

ことを「お泊まりデイ」という。介護保険外の自主事業となるが、お泊まりデイを実施する事業所は急激に増え、全国で4000か所と言われる。

公的なホームである特別養護老人ホームは、待機者が多くなかなか入れない。短期入所（ショートステイ）も狭き門。そこで、「お泊まりデイ」の需要が高くなる。

介護保険外の事業であるため、行政の指導が行き届きにくく、一部では、男女の雑魚寝や事故などの問題が起きていた。このため、厚生労働省は4月に「お泊まりデイ」の指針を定め、都道府県などへの届け出を義務づ

けた。表1。

宿泊については、緊急時または短期的な利用に限る。プライバシー確保のため宿泊させる部屋は個室にするか、パーティションや家具で仕切らなければならぬ。事業者の多くは、指針への対応に苦慮している。

現在、この事業所では日中のデイサービスに13人が登録。うち6人が宿泊しており、全員が1か月以上の長期に及んでいる。指針を順守してお泊まりデイを続けることは難しいと判断し、今後は低価格の有料老人ホームへ移行する計画だという。すでに改修工事をして個室化している。

特養待機者の行き場所は？

中でも、最大手が日本介護福祉グループ（東京）。運営する「茶話本舗」は直営事業所が45か所あり、フランチャイズも合わせると719か所にのぼる。空き家などを借りて、介護保険のデイサービスと保険外のお泊まりデイを実施する「混合介護」の形で事業を展開してきた。

その一つが、大きな民家を改修した東京都品川区の「茶話本舗デイサービスセンター車月」。日中、お年寄りが過ごしていた食堂が、夜になると宿泊スペースになる。パーティションで仕切り、折りたたみベッドなどで3人が泊まることができる。宿泊者がいるのは週に4日ほどという。

夜間の職員は1人。宿泊は基本1泊800〜1250円。食費が1食400円ほど。自力避難が困難な高齢者を宿泊させる施設は、消防法施行令

によって、2018年3月までにスプリンクラーを設置するところになっているが、この「車月」では整備し終えたという。同グループの藤田英明会長は「指針を順守して、お泊まりデイを続ける。新築物件は全室個室にし、民家改修型では、パーティションで仕切って対応する」と話す。

やはり、問題は宿泊の長期化。同グループだけで宿泊サービスの利用者は約3000人。このうち1か月を超える宿泊者が1割弱いるという。

「特別養護老人ホームの入居待ちがほとんど。独居で自宅に介護者がいないケースもある。そうした事例の緊急性を認めてもらうよう、自治体と話し合いをしていきたい」。高齢者人口の増大に、住まいの整備が追いついていない。そのギャップがお泊まりデイに表れている。重い課題だ。

「お泊まりデイ」の事業者の

- 「お泊まりデイ（宿泊サービス）」指針の主な内容
- ・ 宿泊サービスは、本人の心身状況、家族の病気などの理由で、一時的に自宅で日常生活を営むのに支障がある者を対象とする
 - ・ 利用定員は、通所介護の定員の2分の1以下かつ9人以下
 - ・ 宿泊する部屋は、原則個室で1室当たり7.43平方メートル以上
 - ・ 夜勤職員は、介護職員または看護職員を常時1人以上確保する
 - ・ 宿泊サービスを始める場合は、事前に都道府県などに届け出る



「茶話本舗デイサービスセンター車月」の食堂。パーティションで区切って宿泊サービスを実施する。天井にはスプリンクラーを設置（東京都品川区で）